

三宅島の現状（その49）

平成15年2月25日

現地災害対策本部(三宅島)

【気象及び火山活動状況】 2月11日～2月25日

この期間の気象状況は、2月12日～15日と21日は高気圧に覆われ晴れ間が見られましたが、それ以外の日には前線や低気圧の影響で曇りや雨の日が続きました。2月16日には低気圧の通過に伴い、坪田で総雨量27.5ミリを観測しました。

火山活動状況は、ほとんど変化のない状況でした。火山ガス(SO₂)の放出量調査は19日に実施し、約6,000～9,000トン/日を観測しました。

島内のガス濃度(SO₂)は、11日三宅島空港で2.7ppm、13日三池で3.0ppm、14日薄木で2.9ppmを観測しました(東京都環境局観測)。

【三宅島の状況】

定期船：ここのところ海況が思わしくなく、2月13日の朝の下り便は港の状況が悪く欠航、20日上り便は接岸態勢に入ったにもかかわらず強風のため接岸できませんでした。また、22日も港の状況が悪く、伊豆伊ヶ谷地区の住民40名と防災関係者67名を乗せたまま八丈へ向かってしまいました。

停電：2月14日の夕方伊ヶ谷から阿古にかけて停電しました。東電が少ない人数の中懸命に復旧に当たりましたが、なかなか原因が特定できず午後6時過ぎに仮復旧し、原因がわかったのは翌日でした。

風呂：ふるさとの湯では2月14日には停電で、19日にはボイラー修理のため、風呂が使えずふるさと1～3の宿泊者は他の宿舎に風呂を借りに行きました。

カエル：2月11日は寒さが緩んだ日が数日間続いたうえに雨が降ったため、カエルが大量に道路に出てきました。勤労福祉会館ではカエルの産卵を防ぐため池の水を抜きました。

地震：2月12日には夕方6時に震度1、夜10時に震度4と1、翌日の2時に震度1の計4回地震が発生しました。23日には神着で震度2、阿古で震度1を観測しましたが、共に被害はありませんでした。火山活動に直接影響するものではないそうです。

村避難施設：東棟、西棟の本体工事は既に終了して、現在内装と外装に取りかかっています。内装は7割方終了し、外装は天候に影響されますがほぼ順調に進んでいます。今後食堂などの共用棟の工事を進めていきます。全体としてほぼ計画通りに進んでいます。

【定期船による日帰り帰宅事業の実施及び参加者数】

| 年月日 | H15. 2. 12 | H15. 2. 14 | H15. 2. 20 | H15. 2. 22 |
|-----|------------|------------|------------|------------|
| 場 所 | 坪田地区 | 阿古地区 | 神着地区 | 伊豆・伊ヶ谷地区 |
| 人 数 | 条件付により中止 | 条件付により中止 | 条件付により中止 | 三宅で着岸出来ず |

※ 人数には、防災関係者は含んでいません。

【就労情報】

村役場では求人情報を下記のホームページに掲載するとともに、住民情報ネットワーク(島民連絡会)42ヶ所の連絡所にも送付しております。仕事を探している方はもよりの連絡所でご覧下さい。また、就職についての相談は三宅村村民課避難対策係(代表03-5321-1111内線45-651)にご連絡ください。なお、直近の情報はホームページ「三宅島を離れた村民のみなさまへ」(<http://www.miyakemura.com>)をご覧ください。

(問い合わせ先) 三宅支庁総務課行政係 電話：03-5320-7854

三宅村復興基本計画

概要版

三宅村復興計画策定委員会

【目次】

I. 三宅村の復興に伴う基本的な構想

| | |
|--------------------------------|---|
| 1. 基本的な構想の目的 | 1 |
| 2. 復興計画の基本的な構想 | 1 |
| (1) 基本理念 | 1 |
| (2) 状況が不確定な中での復興計画策定の特殊性 | 1 |
| 3. 基本方針 | 2 |
| (1) 生活再建 | 2 |
| (2) 地域振興 | 3 |
| (3) 防災しまづくり | 5 |

II. 三宅村復興基本計画

| | |
|---------------------------|----|
| 1. 基本計画の目的 | 7 |
| 2. 復興基本計画の目標年次 | 7 |
| (1) 現時点から推進すべき事業 | 7 |
| (2) 帰島時期に応じて推進すべき事業 | 7 |
| 3. 本格帰島までの復興対策 | 7 |
| 4. 将来人口の想定 | 8 |
| 5. ゾーニング | 8 |
| 6. 基本計画 | 9 |
| (1) 生活再建 | 9 |
| (2) 地域振興 | 10 |
| (3) 防災しまづくり | 10 |
| 7. 財源の確保の方法 | 11 |
| 8. 今後の課題 | 11 |
| (1) 数値目標の設定 | 11 |
| (2) 事業費の算出と優先順位の決定 | 11 |
| (3) 社会経済情勢の変化への対応 | 11 |

付属資料

| | |
|-------------------------|----|
| (1) 復興計画策定委員会開催経過 | 12 |
| (2) 三宅村復興計画策定委員名簿 | 14 |

I. 三宅村の復興に伴う基本的な構想

1. 基本的な構想の目的

本構想は、島民と行政が共通の認識を持ち、三宅村の復興に向かって取り組みを進めるため、復興の方向性と施策の概要を示すもので、復興計画の基本となるものです。

2. 復興計画の基本的な構想

(1) 基本理念

- 三宅島民の生活再建を最優先とした復興計画とします（生活再建）
- 世界に誇れる観光地としての三宅島振興を実現するためのきっかけとなる復興計画とします（地域振興）
- 噴火などの災害に備え、災害に強い三宅島づくりを目指した復興計画とします（防災しまづくり）

(2) 状況が不確定な中での復興計画策定の特殊性

復興計画では、次の3つの事項を視野に入れた計画を定めます。

- ① 島外での生活が続く中でも、今すぐに取り組み始めるべきこと
- ② 帰島までに整えておくこと
- ③ 帰島後に実施すべきこと

3. 基本方針

(1) 生活再建

—三宅島民の生活再建支援策—

- 避難生活対策の充実を図るとともに、住民の住宅再建を支援します。
- 避難中から帰島後にわたり、住民の就労対策を進めます。
- これまで以上に保健・福祉・医療の充実を図ります。
- 三宅島の環境を活かした学校教育を推進します。

① 今すぐに取り組み始めるべきこと

- ・「すまい」…………… 島民同士や近隣とのコミュニティーづくりを応援し、行政と島民のかかわりあいを強化します。また、各家屋財産の保全活動に対して支援等を強化します。
- ・「心身の健康」…………… 島民の悩み相談のシステムを確立します。
- ・「仕事」…………… 島外での仕事情報を提供します。三宅村での復旧事業を島民の仕事の場となるよう働きかけます。島民の皆さんは、必要に応じて、新しい職能習得や、事業の企画を始めることが重要です。
- ・「教育」…………… 「三宅村教育員会の教育目標と基本方針」を前提に、教育施策を推進します。
- ・「IT化」…………… 多くの人々が直接コミュニケーションを図ることが可能になるIT（情報通信技術）化により、村政を島民により近づけることを検討します。

② 帰島までに整えておくこと

- ・「すまい」…………… 住宅の自立再建への支援や新規村営住宅の建設を行います。
- ・「仕事」…………… 産業別の生活再建策を検討します。
- ・「人と人の…………… 島外避難で培われているつながりも考慮して、コミュ

- つながり」 ニティーのあり方を検討します。
- ・「高齢社会」----- 高齢者の在宅支援の充実や、高齢者施設等の拡充、そして介護の人材育成に努めます。
- ・「教育」----- 小・中・高校の教育システムのあり方を検討します。
- ・「ボランティア----- 島外からのボランティア受け入れ態勢について検討受け入れ」 します。

③ 帰島後に実施すべきこと

- ・「教育」----- 三宅島の環境を生かした教育プログラムを作り、小・中・高を通した一貫教育を進めます。
- ・「仕事」----- 復旧・復興事業に積極的に島民を雇用し、既存産業を連携させます。

(2) 地域振興

—世界に誇る観光地としての三宅島の将来計画—

- 地域振興の基軸を「観光産業」とし、他の漁業、農業、林業、商工業などの産業は「観光産業」に誘発されたかたちでの振興、掘り起こしを行うことにより、より効果的な発展を図ります。
- 三宅島に生まれ、育った全ての人が、生き生きと働くことができるよう環境を整備するとともに、三宅島の振興に貢献したいという志を持つならば、他所で生まれ、育った人たちも積極的に受け入れていきます。

① 今すぐに取り組み始めるべきこと

- ・「三宅村らしさ ----- 特産品、郷土料理、祭りイベントの開発など新たな三宅村らしさの発見」 宅村らしさの発見を開始します。
- ・「経営感覚の修得」----- 行政、経済5団体及び島民は、新たな取り組みにあたって採算性を検討します。
- ・「観光情報の充実」----- 光ファイバーの活用により、三宅島の観光資源を点から線、線から面へとつないでいくことを検討します。

② 帰島後に実施すべきこと

a) 観光

- ・「自然の回復」……………三宅村のすばらしい自然環境の回復を図ります。
- ・「観光資源の開発 ―― 観光客のニーズを把握した上で、開発・整備を図りま
と観光施設の整備」 ……す。
- ・「火山及び ……………三宅村の特徴である火山と海の資源を活用します。
海洋資源の活用」
- ・「農山村漁業 ……………各産業と連携して体験型レクリエーションを推進しま
との連携」 ……す。
- ・「景観づくり」……………観光客に魅力的な町並みとなるよう景観整備を目指し
ます。
- ・「交通利便性向上」……………航空機、船舶の就航率アップや時間短縮を目指しま
す。

b) 漁業

- ・「生活性向上」……………漁業権行使の見直しや関連産業との連携強化等によっ
て、生産性を向上させます。
- ・「経営体質強化」……………漁獲を安定化させる方策を行い、経営体質を強化させ
ます。
- ・「総合的な振興」……………流通改善で三宅村ブランドを確立します。

c) 農業

- ・「復旧」……………早急に農地の復旧整備を行います。
- ・「流通」……………島内流通の活発化と島外への安定的出荷体制を整えま
す。

d) 商工業

- ・「商品開発」……………特産品の復活や新たな開発をし、観光客にとっても魅
力を高めます。
- ・「流通」……………消費拡大や流通経路を確立します。
- ・「産業基盤整備」……………観光客の滞在施設の質を向上させます。

e) 林業

- ・「植林地」…………… 早急に緑化を図り、観光とタイアップした植林事業も進めます。
- ・「自然林」…………… 自然にまかせる区域と人工的に復元すべき区域を確定して中長期的に整備します。

f) 人材確保・人材育成

- ・「人材確保」…………… 若い人材を中心としたマンパワーを呼び寄せるとともに、高齢者も積極的に活躍していただきます。
- ・「人材育成」…………… 各産業振興のための専門知識講習会を支援します。観光の中核人材を育成する基金制度を検討します。

(3) 防災しまづくり

—災害に強く、健康で豊かなくらしを支える社会基盤施設の整備計画—

- 自然との調和を図りながら居住者が不安のない生活をおくれる安心な島を形成し、観光客にとって最大限の安全を提供します。
- 島民の日常生活や経済活動を支えるライフラインの復旧については確実に完了させます。
- 天候に左右されにくい空港やヘリポート、避難港及びそれらの施設へのアクセス道路などの道路交通施設を早急に整備します。
- 噴火などの災害時にも公共施設の機能の低下が生じることのないよう、自然エネルギーなどを利用した発電施設を整備します。

① 今すぐに取り組み始めるべきこと

- ・「防災基盤施設」…………… 将来の災害発生を考慮した施設復旧や砂防施設の整備を進めます。
- ・「土地利用」…………… 三宅島火山防災マップを基に、安全な土地利用のあり方を総合的に検討します。
- ・「防災情報」…………… 光ファイバーケーブルなどを活用し、防災情報をリアルタイムに島民や観光客に提供することを検討します。

- ・「避難マニュアル作成」 観光客はもとより全島民が災害から安全に避難できるマニュアルを作成します。
- ・「災害時アクセス」 安定したアクセスを可能にする空港、ヘリポート、避難港、そこへの接続道路などを整備します。

② 帰島後までに整えておくべきこと

- ・「ライフライン の復旧」 ライフラインは確実に完了させます。
- ・「避難体制の 拡充整備」 公的施設に火山ガス対策を行い、必要に応じて火山ガス対策の整った避難施設を新設します。
- ・「泥流災害軽減」 安全のために森林回復すべき場所は治山・緑化事業を推進します。

③ 帰島後に実施すべきこと

- ・「発電施設整備」 自然エネルギーを利用した災害に強い発電施設を整備します。
- ・「避難施設整備」 水・食料・医療・電力施設などが整った避難施設を整備します。
- ・「火山防災研究所 の誘致」 三宅島のシンボリックな施設として、火山防災研究所を誘致します。

II. 三宅村復興基本計画

1. 基本計画の目的

本計画は、近い将来における「復興」の姿を明確にするとともに、島民が夢を持って帰島できる三宅島づくりに関する具体的な対策及び施策を示すものです。

2. 復興基本計画の目標年次

基本計画の完成目標年次を 10 ヶ年と定め、「現時点から推進すべき事業」と、「帰島時期に応じて推進すべき対策」とに、復興施策や事業を大別します。

(1) 現時点から推進すべき事業

①前期5ヶ年計画

「波及効果が高い」「重要性が高い」など優先順位の高い事業を中心とします。

②後期5ヶ年計画

「前期5ヶ年計画」以外の事業を中心とします。

(2) 帰島時期に応じて推進すべき事業

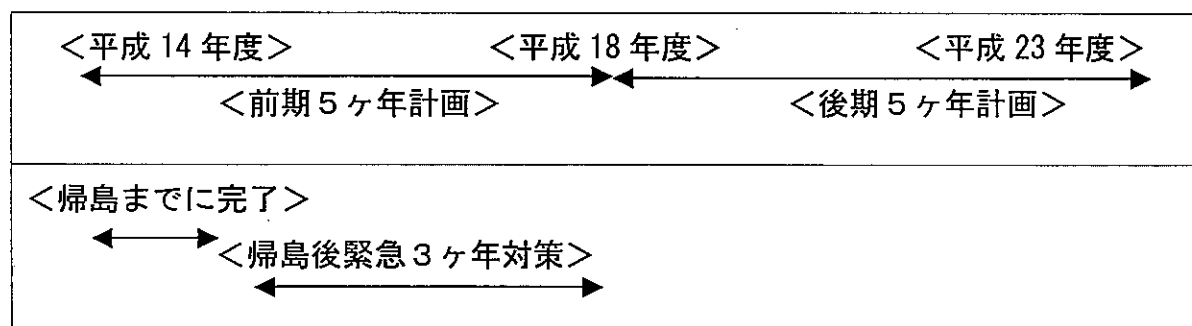
①帰島までに完了すべき対策

帰島後の本格復興を効果的に実施するために、現時点で整備しておくべき事業

②帰島後緊急3ヶ年対策

帰島後にしか実施が不可能だが、生活の安定化のために特に整備が急がれる事業。

<基本計画の構成>



3. 本格帰島までの復興対策

島民が防災隊員の一員として、三宅島の復興に向けた基盤整備や、各産業を活性化させるための施策等に自らが参加できる仕組みを、関係諸機関と調整等行いながら積極的に推進し、「帰島までに完了すべき対策」の実現に努めます。

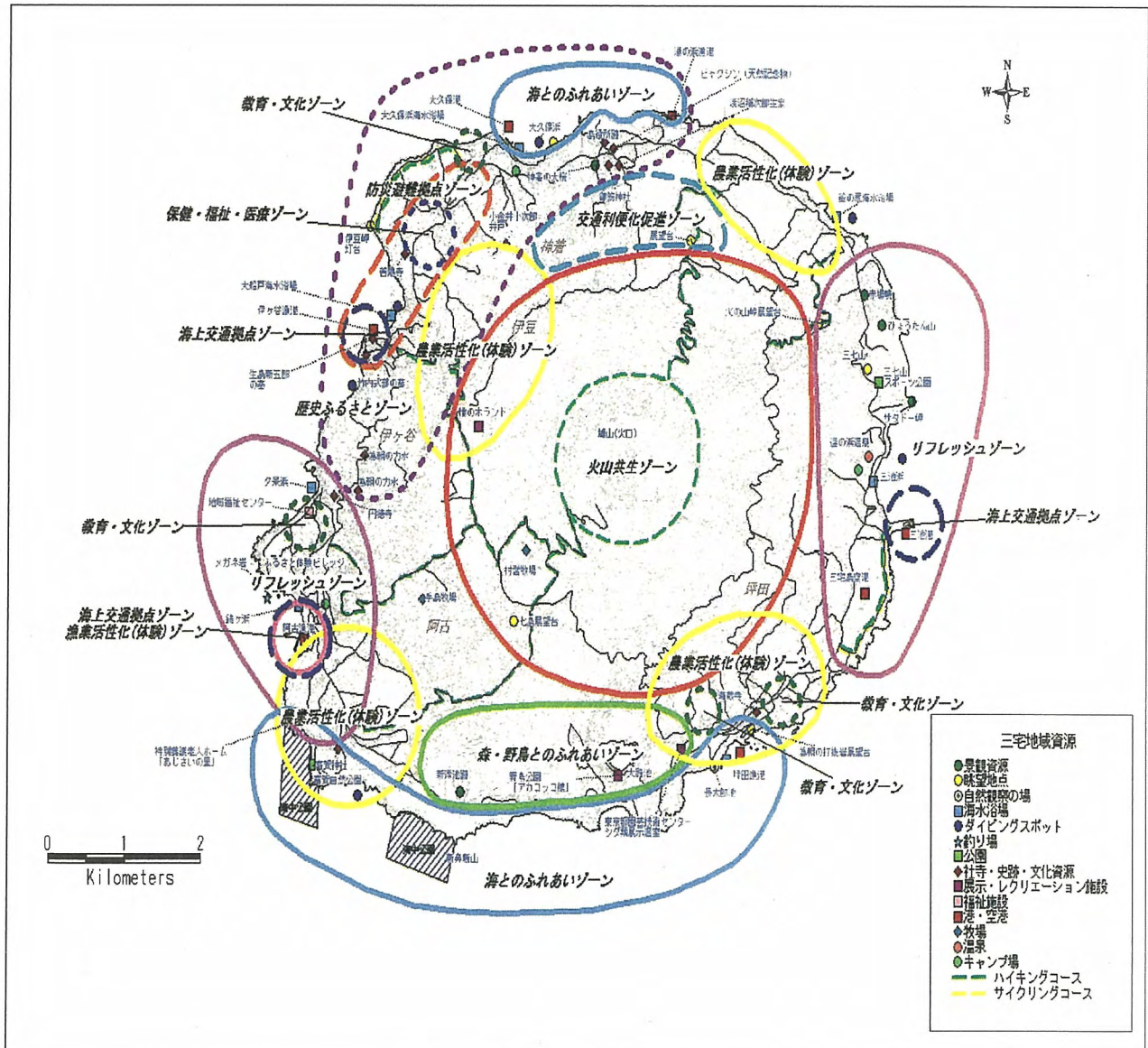
4. 将来人口の想定

各人口の設定対象の年 = 2011年

| 将来人口 (a + b) | 定住人口 (a) | 交流人口 (b) |
|-----------------|-------------|-------------|
| 5, 150人 | 3, 800人 | 1, 350人 |

5. ゾーニング

- 生活再建、地域振興、防災しまづくりの分野での復興事業を推進するために、三宅村を14のゾーンに分けます。
- 各分野のゾーンは、それぞれが独立したものではなく、互いに関連しあい、相乗効果をもたらすものとし、すべての分野にわたって、火山との共生を目指します。



6. 基本計画

- 復興の第一歩は、総合産業としての観光産業を核として「地域振興」を図ることです。
- そうした経済活動・産業活動を支えるため、いざというときの避難体制の確保や質の高い社会基盤の整備などを行なう「防災しまづくり」を進めます。
- このような取り組みにより得た収入で「生活再建」を図り、『人と自然にやさしい健康で豊かな村』を実現していきます。
- 「生活再建」「地域振興」「防災しまづくり」の3つの基本方針に基づいたそれぞれの施策等は「2. 復興基本計画の目標年次」にも示しましたが、次のような順に推進していきます。
 - まず、重要性の高いものから、「前期5ヶ年計画」および「帰島までに完了すべき対策」として現時点から推進していきます。
 - 次に、「帰島後緊急3ヶ年対策」として、帰島後、生活の安定化のために特に整備が急がれる事業を推進します。
 - さらに、「後期5ヶ年計画」として平成19年度から、前期5ヶ年計画以外の事業を推進します。

(1) 生活再建

目標：約3,800人の島民を帰島させる

- ・ 帰島後の生活再建はもとより、避難中の住民の生活再建から取り組み、島民の生活満足度の向上を図ります。
- ・ 特に高齢者や生活困窮者に対して、島民の生活支援を国や東京都に継続して働きかけていくとともに、緊急雇用対策事業により住民の雇用の場をきめ細かく作り出していきます。
- ・ できるだけ早急に、数日間島内に滞在し、個人財産の保全のために活動できる場を確保するとともに、その環境を整えます。
- ・ 住宅の自力再建に係わる支援策を実施するとともに、新規村営住宅を建設します。
- ・ 中央診療所の改修や医療機器類の補修など中央診療所の再開に向けた医療施設の整備と医療スタッフの充実を図ります。同時に、ケアホームなどの高齢者ケア施設の整備や保健福祉総合センターの建設を行います。
- ・ 島の伝統・文化を再発見し、継承・育成することによって、郷土愛に満ちた三宅島民としての自覚と誇りを育みます。

(2) 地域振興

目標：観光人口を年間12万人にする

- ・「観光産業」を地域振興の基軸とし、漁業・農業・林業・商工業が連携していきます。
- ・三宅島の自然を生かした「エコツーリズム」と島民の心温まる「ホスピタリティ」をキーワードに、個性的・魅力的な滞在型観光地を創造していきます。
- ・ダイナミックな自然を体験できる火山公園や美しい自然を満喫できる大路池・アカコッコ館を中心とする自然公園を整備するとともに、噴火により荒廃した緑の回復を図ります。
- ・海水浴客や釣り・ダイビング客などが、豊かな海を満喫し安全で快適に利用できる海辺環境に整備します。
- ・漁業・農業・林業・商工業等については、地場産物の流通システムを確立し、観光客の食膳に地元の農・水産物をもてなすとともに、農・水産物等加工物を土産物として提供していきます。

(3) 防災しまづくり

目標：一人も犠牲者を出さない、安全で安心な島

- ・24時間以内で全島避難が完了できる体制をつくり、島民はもとより観光客にとって最大限の安全を確保します。
- ・現在直面する火山性ガスの脅威や将来の再噴火を視野に入れた土地利用を推進し、火山と共生するしまづくりを行います。
- ・今後また全島民が島外避難するような大災害に備えるため、島内一ヶ所に全島民を集めることができ、避難生活が長時間に及ぶ場合にでも避難所としての役割を十分果たせることが可能な避難施設の整備を図ります。
- ・伊ヶ谷港を避難港として位置付けそれに係わる岸壁整備等を行うとともにジェットホイール（高速船）が就航可能となるようにし、ジェット機対応型空港の新設と併せて、天候に左右されず島民が安全に島外避難することができる交通施設の整備を図ります。
- ・噴火災害によって被害を受けた電力施設、道路、簡易水道、電話やクリーンセンター等を早急に整備するとともに、泥流災害に対する砂防施設を景観や環境に十分配慮しながら、早急に整備していきます。
- ・島内に「火山防災研究所」などの研究施設を整備し、関係団体に対し積極的に誘致を図ります。

7. 財源の確保の方法

- ・ 総合産業としての観光業の活性化を核として村の経済を活性化させ、村税の増収を図ります。
- ・ 公共施設の復旧・復興事業の財源を確保するため、国や都に対して補助金の増額を要望していきます。
- ・ 公共事業の性格を踏まえて、継続的・持続的に事業化されるよう国や都に要望していきます。
- ・ 環境インフラや情報インフラなどの整備を促進させるために、今後のわが国のモデルとなるような先進的な試みを復興事業に取り込み、国のモデル事業として採択されるよう努力します。
- ・ 生活の再建のため、「災害復興基金」や「特別立法」などの特別な措置を検討します。
- ・ エコマネーの活用を検討し、将来は島外からの観光客にもこの通貨の利用に協力をもとめます。

8. 今後の課題

(1) 数値目標の設定

- ・ 三宅島の復興にあたっては、経営感覚を持った行政への改革が不可欠であり、復興基本計画が目指す復興の姿を数値化し、その達成度を継続的にモニターします。

(2) 事業費の算出と優先順位の決定

- ・ 三宅島の復興は、財政状況が厳しい中で財源を有効に活用して行かなくてはなりません。そこで、これまでの投資効率を検証するとともに、今後の各事業の事業費を算出し優先順位を決定します。

(3) 社会経済情勢の変化への対応

- ・ 三宅村は本計画の適宜見直しを行い、内容の充実を図ります。

付属資料

(1) 復興計画策定委員会開催経過

| 委員会 | 開催日・会場 | 主な検討内容 |
|---|-------------------------------|---|
| 第1回 復興計画策定委員会 | 平成14年1月29日(火) 都庁第二庁舎ホール | 1. 委員長に、林 京都大学教授を選出 2. 村長より諮問 3. 事務局から島の災害概要と第2回島民生活実態アンケート結果報告を説明 4. 意見交換 |
| 第2回 復興計画策定委員会 | 平成14年2月21日(木) 都庁第一庁舎特別会議室C | 1. 三宅村の復興に伴う基本的な構想(案)について ① 基本理念 ② 基本方針 ③ 生活再建 |
| アイデアの募集 「三宅村復興基本計画」に、島民の復興に関するアイデア・意見を反映させるため、アイデアの募集を行った。 募集期間:平成14年3月1日(金)から4月30日(火)まで | | |
| 第3回 復興計画策定委員会 | 平成14年3月15日(金) 都庁第一庁舎特別会議室C | 1. 三宅村の復興に伴う基本的な構想(案)について ① 生活再建 ② 地域振興 2. アイデア募集の途中における、提案アイデアについて |
| 第4回 復興計画策定委員会 | 平成14年4月5日(金) 都庁第一庁舎特別会議室C | 1. 三宅村の復興に伴う基本的な構想(案)について ① 防災しまづくり 2. アイデア募集の途中における、提案アイデアについて 3. 中間報告に向けての最終調整 |
| 「三宅村の復興に伴う基本的な構想(案)」の中間報告 | | 平成14年4月5日(金) |
| 島内被災状況現地調査 | | 平成14年4月15日(月)から4月16日(火)まで |
| 「三宅村の復興に伴う基本的な構想(案)」の公表と意見聴取 公表期間:平成14年4月15日(月)から5月8日(水)まで | | |
| 第5回 復興計画策定委員会 | 平成14年5月17日(金) 都庁第一庁舎特別会議室C | 1. 「三宅村の復興に伴う基本的な構想(案)」公表でご提案いただいた意見についての検討と反映の調整 2. 「三宅村の復興に伴う基本的な構想」答申への最終修正 3. 三宅村復興基本計画(案) について ① 生活再建 4. アイデア募集に、ご提案いただいたアイデア・意見等の検討 |

| 委員会 | 開催日・会場 | 主な検討内容 |
|---|--------------------------------------|--|
| 三宅村の復興に伴う基本的な構想」の答申 | | 平成 14 年 5 月 27 日(月) |
| 第6回 復興計画策定委員会 | 平成 14 年 6 月 7 日(金) 都庁第一庁舎特別会議室C | 1. 三宅村復興基本計画策定について ① 策定方法 ② 目次構成 |
| 第7回 復興計画策定委員会 | 平成 14 年 7 月 5 日(金) 都庁第一庁舎特別会議室C | 1. 三宅村復興基本計画策定について ① 将来人口 ② 復興計画の目標年次 2. アイデア募集に、ご提案いただいたアイデア・意見等の総括的 検討 |
| 第8回 復興計画策定委員会 | 平成 14 年 8 月 2 日(金) 都庁第一庁舎特別会議室C | 1. 三宅村復興基本計画策定について ① 将来人口 ② 基本計画 |
| 第9回 復興計画策定委員会 | 平成 14 年 9 月 4 日(水) 都庁第二庁舎ホール | 1. 三宅村復興基本計画策定について ① ゾーニング ② 基本計画 ③ 財源の確保の方法、他 |
| 第10回 復興計画策定委員会 | 平成 14 年 10 月 4 日(金) 都庁第一庁舎特別会議室C | 1. 三宅村復興基本計画策定中間のまとめ 2. 中間報告に向けての最終調整 |
| 「三宅村復興基本計画」の中間報告 | | 平成14年10月4日(金) |
| 「三宅村復興基本計画」の公表と意見聴衆 公表期間:平成 14 年 10 月 11 日(金)～11 月 12 日(金)まで | | |
| 第11回 復興計画策定委員会 | 平成 14 年 11 月 28 日(木) 都庁第一庁舎特別会議室C | 1. 「三宅村復興基本計画(案)」公表でご提案いただいた意見に ついての検討と反映の調整 2. 「三宅村復興基本計画」答申への最終修正 |
| 「三宅村復興基本計画」の答申 | | 平成 14 年 12 月 4 日(水) |

(2) 三宅村復興計画策定委員名簿

| 役職 | 氏名 | 役職名等 | 備考 |
|--------|---------|-----------------------|--------------|
| 委員長 | 林 春 男 | 京都大学教授 | |
| 委員 | 笹 井 洋 一 | 東京都防災専門員 | |
| 委員 | 重 川 希志依 | 富士常葉大学助教授 | |
| 委員 | 浅 沼 功一郎 | 三宅村議会議員 | |
| 委員 | 浅 沼 徳 廣 | 三宅村議会議員 | |
| 委員 | 佐久間 達 己 | 三宅村議会議員 | |
| 委員 | 青 沼 宣 行 | 三宅村農業委員会委員 | |
| 委員 | 奥 山 彦 一 | J A東京島しょ三宅島支店事業運営委員長 | |
| 委員 | 冲 山 勝 利 | 三宅島観光協会副会長 | 後任 (5月13日付け) |
| 委員 | 上 松 幸 男 | 三宅島観光協会会長 | 前任 (4月5日まで) |
| 委員 | 飯 沼 正 義 | 三宅村商工会理事 | 後任 (2月15日付け) |
| 委員 | 浅 沼 基 | 三宅村商工会副会長 | 前任 (1月29日まで) |
| 委員 | 冲 山 邦 男 | 三宅島漁業協同組合長 | |
| 委員 | 佐久間 啓 徳 | 三宅島建設業協会会員 | |
| 委員 | 守 屋 廣 次 | 三宅村森林組合職員 | |
| 委員 | 野 口 精一郎 | 東海汽船(株)取締役業務部担当 | |
| 委員 | 関 森 俊 明 | (株)JTB東日本仕入販売部地域担当部長 | |
| 委員 | 鈴 木 清 | 東京都島嶼町村会事務局長 | |
| 委員 | 小 島 明 将 | (財)日本レジャースポーツ振興協会常務理事 | |
| 委員 | 小 泉 勇 | (財)島しょ振興公社事務局長 | 後任 (4月1日付け) |
| 委員 | 佐 藤 徳 茂 | (財)島しょ振興公社事務局長 | 前任 (3月29日まで) |
| 委員 | 林 盛 幸 | 三宅島PTA連合会会長 | |
| 委員 | 宮 下 雪 子 | 三宅村在宅介護支援センター相談員 | |
| 委員 | 福 澤 信 哉 | 伊豆地区自治会長 | |
| 委員 | 浅 沼 洋 | 坪田地区自治会長 | |
| 委員 | 山 田 照 一 | 三宅村教育委員会委員長 | (3月29日付け) |
| 委員 | 佐 藤 就 之 | 三宅島島民連絡会会長 | (5月13日付け) |
| 委員 | 野 村 忠 司 | 三宅村助役 | |
| アドバイザー | 布 村 明 彦 | 内閣府参事官(地震・火山対策担当) | |
| アドバイザー | 入 澤 博 | 内閣府参事官(防災・災害復旧復興担当) | |
| アドバイザー | 福 島 章 人 | 総務局三宅支庁長 | |
| アドバイザー | 原 田 龍 次 | 総務局三宅支庁参事(災害対策担当) | |

野村助役 家屋の泥流被害、シロアリ、農漁業施設、村道等調査は進めているが引き続き調査を進めていく。支援策については、職工組合に財源補助等間接的な形で支援をしている。今後の支援策については、公的措置を含めた特別な支援策を国や都に働きかけていく。

○全面帰島に向けての対策について

問 ①帰島判断が遅れば遅れるほど島に帰る人が少なくなると思うが、的確な帰島判断はいつするのか？

②帰島の決断をした時には帰島の順序はどうするのか、プロセスを示せ。また、引越しには多額の費用が要るがその費用はどうするのか？

野村助役 帰島の判断は、三宅島火山ガスに関する検討会の3月に出す最終報告と火山噴火予知連の統一見解、防災専門委員の意見を聞きながら判断する。

帰島の仕方は帰島プロセス検討委員会の検討結果と、火山ガス検討会の帰れる基準などを総合的に判断しながら決めていく。引越しの代金も生活再建の一つの問題と考へ検討する。

○復興基金の創設で着実な復興を

問 雲仙、長崎では復興基金を創設して、行政の行う各種災害対策制度を補完する、個人補償を基本に大きな成果をあげた。融資制度では神戸のようになるから、基金を創設して復興にあてられるよう、強力に都や国に働きかけるべきである。

野村助役 雲仙普賢岳等では復興基金を設立運用されたが、現在の経済状況は当時と異なり、金利運用の利子が期待できないが、少しでも利息があるとすれば、一つの財源確保対策として検討の要あり、都のリーダーシップが必要につき国や都と協議していく。

○徹底した情報の公開をするために情報公開制度の制定を

問 帰島プロセス検討委員会を非公開とはおかしい。情報公開は各自治体の常識であり、三宅村も情報公開条例を制定して、住民に正確な情報を早く流すべきではないか。そして、住民の要望や、国会決議、各種提言の実現に向けて、行政と議会、住民が一緒になって頑張りましょう。

野村助役 情報公開はIT化の中で村の重要な課題、個人情報の保護もあわせて質問の主旨を十分受け止め努力したい。帰島プロセス検討会は絶対非公開ではなく、原案はまだ都や国と調整してないからで、これが公式的な意見と一般島民に受け取られると大きな誤解を招く。一定の形がまとまれば、調整次第適宜村民にお知らせする。行政、議会、村民と一緒に頑張っていくのは当然と考える。

三宅村議会だより編集委員

委員 大石 徹、委員 寺本 恒夫、委員 佐久間 達己

三宅村



議会だより

特別号

平成15年2月24日発行

発行 / 三宅村議会

東京都新宿区西新宿2-8-1

三宅村新宿総合事務所内

TEL 03-5320-7839

村政について聞く

一般質問

一般質問は、12月17日に7人の議員が20題目にわたり行いました。その中から主な質問と答弁の要旨を、発言順に掲載しました。

質問者 大石 徹議員

○生活支援の充実について

問 ①避難生活の長期化で島民の生活は極度に困窮、村は救済に生活保護法の弾力的運用が無理なら、それに替わる特別支援策を要望するとのことだったが、要望したか？

②要望した結果はどうなったか？

③被災者生活再建支援法は見直しの時期にきているから、村は同法の見直しを含めた法の整備を強力に要望すべきではないか？

長谷川村長 生活支援については東京都に粘り強く要望しており、生活保護法の弾力的運用にとどまらず特別立法も含めた新たな支援策を要望しているが、まだ実現していない。法整備については国や衆・参の国会議員に働きかけており、今後も機会あるごとに要望していく。

○予防接種と住民健康診断の充実について

問 ①島民が安心して避難生活を送るには健康保持が欠かせず、早期予防、早期発見が重要。予防接種や、健康診断の充実が求められるが、村はどのような対策を考えているか？

②この事業は、村民の健康と村の医療費節減につながる大事な事業だが、ピーアール文書に専門用語や公文書調が多くて難しい。誰もがどこでも気軽に受診できる財源措置とわかりやすいピーアールをと思うが見解は。

佐久間保健福祉課長 ①予防接種と住民健診は、避難先が広範囲にわたっているので、避難先市町村に各地区で地元住民と同じく受診できるよう、お願いしている。
②引き続き財源確保と、誰でも受診できるようわかりやすいピーアールに努める。

○介護保険料の負担軽減を

問 ①高額負担が予想される介護保険料を、村民の負担軽減のため都や国と協議していくとのことだったが、その結果は。
②避難中で村民の暮らしは非常に苦しい。調整交付金の交付や財政安定化基金の償還期限延長措置など駆使して、可能な限り保険料負担軽減措置を図るべきではないか？

長谷川村長 次期計画の介護保険料の負担軽減については、現在も都の財政支援を要望していて、検討していくとの回答を得ている。

佐久間保健福祉課長 ①保険料が過大負担にならぬよう、国や都に協議中だが最終結果はもう少し先となる。
②専門家集団である都の支援を受けて、あらゆる角度から、関係法令を駆使して負担軽減を図るべく研究する。

質問者 谷 寿文議員

○全島民避難解除の決め手となるのは何か明確にせよ

問 ①帰島の条件、避難解除の条件は何か？
②被害の少ない地域や、業種別等の段階的に帰島が最良と思うがどうか？
③帰島の際は住民健診を実施するというが対象は全島民か？
④泥流、雨漏り、シロアリ等の被災者等に対する住宅建設計画は？
⑤電気、水道、ガス等ライフラインの整備はいつ終り、廃棄物の処理はどのようにするのか？

長谷川村長 避難解除の決定は、三宅島火山ガスに関する検討会が3月に最終報告を出し、また、1月には火山噴火予知連絡会の統一見解も発表になるから、防災専門員の意見も聞いて判断したい。

野村助役 ②の段階的帰島の件、帰島後の島民生活に支障を来さないように、生活必需品の供給準備等に、一定の期間を考慮していきたい。

佐久間保健福祉課長 帰島前に健康診断が出来るよう、方法や内容を検討する。

吉田施設整備担当課長 住宅再建困難者に、当初村の住宅70戸を計画したが被害が拡大、状況が変わったので今年度中に調査し計画戸数を精査する。

質問者 寺本 恒夫議員

○村長の政治姿勢を質す

問 ①衆議院、参議院災害特別対策委員会の決議を村長はどのように受け止め、どう生かそうとしているか？
②中央防災会議や国会図書館の報告書は避難生活、一時帰宅等の支援について提言しているが、この提言をどのように受け止めているか？
③阪神・淡路被災者の提訴を受けて、国連人権委員会が勧告しているが村長はこの勧告をどう受け止めているか？
④公的支援について、雲仙、有珠、阪神淡路、鳥取などの火山、地震災害から村長は何を学んだか？
⑤以上のことから、被災島民の要求を村はどう実現していくのか。

野村助役 衆・参両院の災害特別対策委員会の決議、②の中央防災会議や国会図書館の報告や提言は、三宅島の長期避難に対する支援のあり方を示され、大変ありがたいと思っている。

国連人権委員会勧告の、個人住宅ローン問題は実現してないが、国や都に三宅島災害支援の強化をお願いしていく。

雲仙等火山地震災害からはそれぞれ条件の違いがあるが、三宅村も精一杯頑張っていますし、今後もこの事例を参考にしていきたい。また、村民の要求実現には、国や都に、これまで以上の支援を早期に進めていただくようお願いしていく。

○生活支援策の早期実現を

問 生活支援は、社会福祉の観点からの保護でなく、災害支援の観点に立った災害保護を進めるべきで、生活保護法の弾力的運用では救えない部分が出るから、村独自の支援策を考える時期にきているのではないかと？3回目の正月を避難先で迎えるのだからせめて餅代だけでも支援をすべきだ。

野村助役 生活支援策の早期実現は、東京都に粘り強く要望していて、都は厚生労働省に災害保護の観点から、生活保護法の弾力的運用を要望しているが、国は難色を示している。特別立法も含めた新たな生活支援策を強く要望していく。

餅代は、公費を直接個人に現金給付になるから国等から理解が得られず困難。このような支援策は、一小自治体を実施するのではなく、総合的な支援政策の中で講ずるよう働きかけたい。

○被害状況実態調査を早急に実施し、その支援策を早く提示せよ

問 日に日に住宅被害は進行、いまや村民の関心は、住宅再建に村はどのような支援をするかにある。このままでは若い人も帰れないから、被害状況を早急に調べて実態に即した支援策を村民に示せ。

い。基金創設に向けて関係省庁に要望すべきと思うが村の考えは。

野村助役 生活再建支援法は12年度に適用させていただいたから、15年に見直し再度適用は難しいと考えるが、帰島時に適用できないか要望していきたい。

災害基金の創設は、現在の経済状況では期待できず厳しいと思うが、生活再建、島の復興財源確保のために、基金の創設を含めた特別な支援措置を、国や都に働きかけている。

○三池、沖ヶ平地区の対策を急げ

問 ①本件は9月定例議会で被害状況を調査するとの答弁だったが、この地域の被害状況をどのような視点で捉えているか、実数で報告していただきたい。

②その調査に基づいて、被害対策説明会、相談会の開催を求めたのに対して、「帰島の見通しがついてから」と答弁されたが、説明会の開催は、住民にとって帰島するか否かの判断材料になる。早期開催の考えはあるか？

③三池、沖ヶ平地区の現況を踏まえて、この地域のあるべき地域像を早く描け。

吉田施設整備担当課長 三池、沖ヶ平地区の調査はしてないが、外見上から坪田地区を判断すると、被害調査依頼が241軒、被害家屋は170軒(71%)で、各地区と比べて特に大きい数字ではない。今年度中に島全体を一次家屋被害アンケート調査を実施し、調査結果をもとに詳細調査をかけたい。家屋被害の説明会は詳細調査を行った後でと考え、当地区に限らず全地域を対象に実施したい。

③三池、沖ヶ平地区のあるべき地域像は、安全確保が帰島の第一歩。各関係機関と協議、安全施設が必要とあれば措置を要望していく。

質問者 井沢 義男議員

○帰島後事業主の事業再開融資に対して行政としての力の発揮を

問 帰島後の復興に向けての事業再開のための融資に対し、金融機関の条件整備が不可欠で、三宅村の復興基本計画では、観光産業を機軸に農林漁業、商工業の連携をうたっているが、観光客の受け入れは帰島後3年はかかるだろうから、売上確保が難しい。そこで三宅村は、経済団体、企業への指導、協力する支援体制を立て、事業主に融資資金調達のための売上計画、返済計画を確立させて、資金調達が円滑に行くよう、商工会、観光協会を中心に観光産業振興に力を発揮せよ。

野村助役 観光施設が復旧して観光地としての体制が整うのにはある程度期間が必要。来島者誘致と事業再開の資金融資等の対策を、商工会、観光協会、関係団体と協議検討していく。

白木観光商工整備担当課長 観光協会、商工会とは資金の返済計画まではまだ詰めていないので、事業再開の資金調達は、一時滞在型帰島の際調べて、各事業者と検討していきたい。

ライフライン整備と廃棄物の処理は、ショートステイ事業と合わせて、補助事業を活用して処理していきたい。

栗原道路・水道整備担当課長 ⑤の都道は15年度内に復旧と聞く。村道の主な被災場所は本年度中に復旧、その他は15年度早期に復旧していく。水道は島内の一部を除いて給水できるが、本復旧は都道の復旧に合わせるので15年度になる。

○帰島後の復興に関する支援策は

問 ①帰島後の農林水産業従事者にはどのような支援をするのか？

②商工業者には従来の貸付金制度では再建が難しいが支援策をうかがう。

③その他各個人に対する支援策は？

④支援策がない場合はどうするか？ 財政状況の厳しい状況だから、多少のリスクを背負い処理場の建設も止むを得ないと思うが、財源確保はどうするのか？

石井農林水産業整備担当課長 農業者には、降灰除去、土壌改良、貯水施設設備等、事業再開に必要な生産基盤整備に支援していく。帰島直後は当面生活できるよう農地復旧、パイプハウス撤去等、雇用の場を提供していく。林業従事者には枯損木の抜倒や製炭、緑化事業を、漁業者には漁民の意見を聞きながら操業に必要な施設設備の整備を進め、高齢者には、当面げんき農場やゆめ農園のような就業の場を提供していく。

白木観光商工整備担当課長 商工業者の事業再開に融資のできる新たな制度は具体化されていないから、都と協議していきたい。現在の利子補給制度の継続と、新たな融資、利子補給も国や都に要望していく。

野村助役 帰島後の個人支援は、法的整備も含めた特別措置を要望していく。支援策がない場合とは難しい問題だが、現行補助制度を活用するには限界があり、行政、議会、島民と村全体が総力をあげて、財源対策に取り組みねばならない。

○財産保全のための一時帰宅の効果は

問 ①4月より始めた有料、無料の一時帰宅の実績を示せ。

②来年1月から3月までの一時帰宅計画と15年度実施予定の滞在型一時帰宅の計画を示せ。

③商工業者の店舗施設設備等営業再開に向けての準備をいつ考えるか？

④現地作業員には休日を利用した家屋保全の許可を与えよ。

平野復興調整担当課長 有料の日帰り帰宅は4月から10月までで、予算額3,767万円に対し執行は2,703万6千円。参加人員4,064人。無料の全世帯一時帰宅は予算額7,170万6千円、執行額3,727万円。参加人員1,878人となった。事業目的の財産の保全と確認等、効果は上がっている。

1月から3月は、三宅島寄港便を利用した日帰り帰宅を実施し、住民基本台帳の登録者は往復船賃を無料とし、1世帯2名まで、4地区にグループ分けして1回に100名程度、天候等で接岸不能の場合は中止とする。滞在型は、供用開始15年4月上旬、

3泊4日、1回に125世帯250名程度、送迎にはシャトルバスを使い、光熱水費等1人当たり3泊1,500円程度負担していただく。

現地作業員の休日を利用した家屋保全是、保安上認められていないので、都と更に協議していく。

白木観光商工整備担当課長 商工業者の営業再開への準備は、来年4月より実施予定の宿泊一時帰宅で事業所等の被害状況の把握や、修繕等準備作業をしていただき、本格帰島には一般島民より先駆けて帰島させたい。

質問者 浅沼 功一郎議員

○損害保険、火災保険について

問 雨漏り、土石流、風水害による被害認定は、特定火災保険の対象だが政治的に働きかけねば駄目だ。村長が積極的に動くべきだ。

長谷川村長 損害保険及び火災保険については、保険協会並びに火災保険等の保険対象範囲が拡大されるよう、今後も積極的に要望していく。

○年の瀬の対策について

問 ①低所得者、弱者に気配りをした越年資金の援助を前向きに検討をせよ。
②中小企業者の債務には利子補給制度があるが、住宅ローンにはない。利子補給に努力を。
③離職者は収入が無いのに、離職者支援資金貸付金には3%との利子がついて理不尽だ。利子免除の努力を。

野村助役 公費で直接現金を支給するのは、国や関係機関の理解が得られず難しい。本来災害時の被災者支援は、一弱小自治体だけでは出来ず、総合的支援対策を講じていただく必要があり、生活保護法の弾力的運用もまだだ。本村は、医療費の減免や日帰り帰島の支援を行っている。義援金は現在7億3千万円、1回配布に6億5千万円かかるから、配ってしまうと無くなる。帰島を見据えて使いたい。

②住宅ローンの利子補給は、減免措置を講じていただくよう東京都に働きかける。
③離職者支援資金の利息も含めて、総合的な生活支援、生活再建対策を要望しているところだ。

○産業の振興について

問 野菜の降灰被害防止に、防災営農施設整備事業として、降灰に強い硬質プラスチックハウスの建設推進と、費用の90%補助実施に努力を。

石井農林水産業整備担当課長 パイプハウスの硬質プラスチック化だと思うが、普及推進には農家の採算面もあり、普及所、農業試験場等と協議しながら、導入を検討していきたい。

○漁港整備及び根つき漁業復旧について

問 ①荒れた漁場の根つき漁業復旧には、流入した土砂の除去が急務。除去に取り組む努力を。

②台風で甚大な被害を受けた坪田漁港の復旧と嵩上げを急げ。

③台風被害による被害漁船の再建に助成を。

石井農林水産業整備担当課長 漁場への流入土砂除去は、被害状況と対策を立てるため、東京都水産試験場、東京水産大学、都、村で水産技術連絡会を発足させて、支援体制をとっており、流入土砂についても検討課題にしている。

坪田漁港の復旧整備は、所管が東京都港湾局で、国の災害査定を受けて、新年度事業で復旧させると聞いている。漁船の被害助成については自力再建が原則だが、漁家の負担軽減については前向きに検討していきたい。

質問者 高松 啓展議員

○復興の優先課題として避難港の早期完成を急げ

問 都計画の16年度完成棧橋を、15年度に完成させるように、また、駐車場の整備も急ぐべきである。現行都道、伊ヶ谷海岸線改修と新規避難道路開設を目指すべきだ。また、岡庭線と下原線との連絡は、15年度砂防関係と同時に終わると考えていいか？

野村助役 引き続き三宅支庁、東京都に早期整備を要望していく。避難港である伊ヶ谷港へのアクセス道路は、復興基本計画の中でも重要施策につき、都道や岡庭線から下原線を連絡道路として整備すべく、砂防工事と調整しながら施工期を検討したい。新規避難道路の建設は、都などと検討したい。

栗原道路・水道整備担当課長 村道岡庭線と下原線の連絡は設計が固まり、時期が決まればいつでもできる。遅くとも16年度早期にはする。新規道路の海岸線ルートは、海岸区域につき都と調整していきたい。

質問者 寺澤 晴男議員

○生活再建法の見直しと災害基金(法)の創設に向けて更なる要望を

問 ①生活再建支援法の支援金は100万円が限度、1回限りの支援では実情に合わない。同法は15年に見直される事になっているので、状況により支給できるよう改正を強力に要望すべきではないか？

②三宅島は激甚災害法をまだ受けていないとしても、被災者支援に災害基金や復興基金が創設されぬのは見劣りがする。災害復旧、住民の生活支援には現行法で対応できぬ部分が多く、補うには災害基金(法)あるいは復興基金対応に勝る手立てはな

三宅村と三宅支庁の

せいかつそうだんまどぐち

生活相談窓口

三宅村と三宅支庁では、生活などに関する総合的な相談窓口を設置しました。生活の悩みや福祉の手続などお気軽にご相談ください。

専用電話

03-5320-7858

03-5320-7873 (3月10日から)

場所

東京都庁第一本庁舎41階 南

<相談内容>

- 生活が苦しいのですが・・・
- 三宅村災害保護特別事業ってどういう制度なの？
- 高齢者のシルバーパスはどこでもらえるの？
- 医療費の助成制度はどんな種類があるの？
- 戸籍謄本はいくらなの？どこに行けばすぐに受け取れるの？
- 三宅村、三宅支庁の事業について・・・

などなど

しょうがいしゃ
障害者のみなさんへ

～ 福祉サービスの利用の方法が変わります ～

へいせい ねん がつ しえんひせいと
平成15年4月から支援費制度が始まります

しえんひせいと りよう しせつ じぶん
支援費制度では、あなたが利用する施設やサービスを、自分で
えら あたらし しくみ
選ぶことができる、新しいサービスの仕組みです。

しえんひせいと たいしょう ひと
～ 支援費制度の対象となる人 ～

しんたいしょうがいしゃ ちてきしょうがいしゃ しょうがいじ
◎ 身体障害者 ◎ 知的障害者 ◎ 障害児

しえんひせいと たいしょう
～ 支援費制度の対象となるサービス ～

ざいたく
◎ 在宅サービス

ホームヘルプサービス（ガイドヘルプを含む）

デイサービス ショートステイ グループホーム

しせつ しょうがいじ しせつ しえんひ たいしょう
◎ 施設サービス ※ 障害児の施設は、支援費の対象になりません。

こうせいしせつ りょうごしせつ しんたいしょうがいしゃ
更生施設 療護施設（身体障害者のみ）

じゅざんしせつ しょうきぼつうしょじゅざんしせつ のぞ
授産施設（小規模通所授産施設を除く）

つうきんりょう ちてきしょうがいしゃ
通勤寮（知的障害者のみ）

こくりつ ちてきしょうがいしゃ
国立コロニー（知的障害者のみ）

りようてつづき
～ 利用手続 ～ しるし
★ 印 はあなたがする手続です。 てつづき

- ★ 1. 使いたいサービスを決める（ご相談ください）
- ★ 2. 村に支援費の申請をする
3. 職員が聞き取りをする
4. 村が支援費を払うことを決め、受給者証を発行する
- ★ 5. 施設や事業者と契約する
- ★ 6. 施設やサービスを利用する
7. 利用料と支援費を請求する
- ★ 8. 利用料を払う
9. 村が支援費を払う

しえんひせいと
支援費制度のサービスを利用する方は、村にご相談ください。

たんとうまどぐち
担当窓口 : ほけんふくしか ふくしがかり
保健福祉課 福祉係

03-5320-7824 (内線45-611) ないせん

しえんひせいと せつめいかい し
支援費制度の説明会のお知らせ

にちじ
日時 : へいせい ねん がつ か げつよう ごと じ
平成15年3月10日(月) 午後3時から

ばしょ
場所 : いいだばし かい かいぎしつ
飯田橋セントラルプラザ10階 会議室

しゅっせき
出席できない方は、電話等での説明、相談をおこなっています

じょうき たんとうか れんらく
す。上記の担当課までご連絡ください。

しらみ沢（神着）及び鉄砲沢・夕景沢（阿古）の砂防工事について

島民の皆様には長期に渡る避難生活で大変ご苦労されていることと思
います。

三宅支庁では2000年の噴火以来、泥流から家屋等を守るため、現在
29沢において泥流をくい止めるための砂防ダム等の工事を実施していま
す（現在18基のダムが完成）。

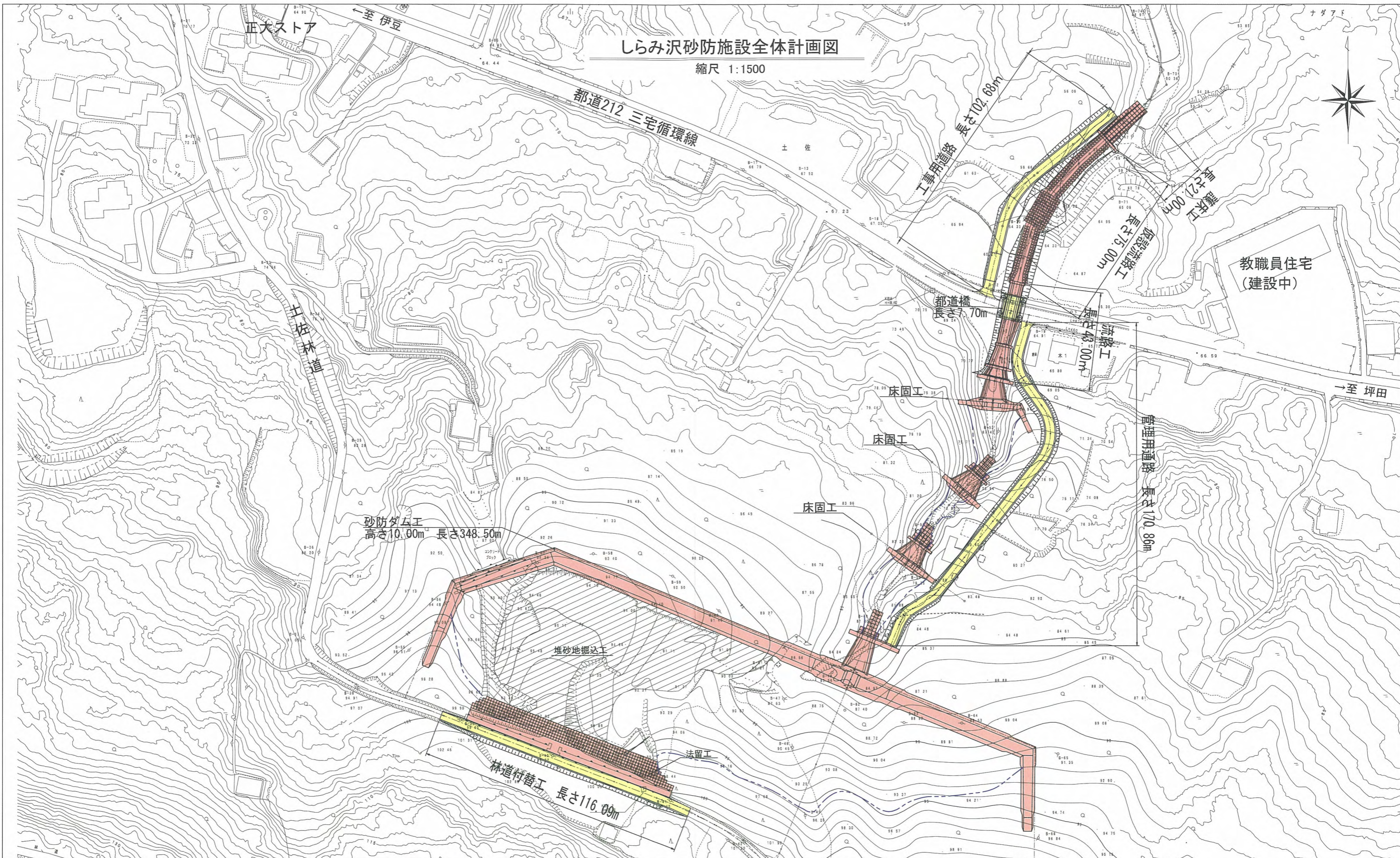
この度、昨年夏の台風により泥流の発生が確認された「しらみ沢（神着）」
「鉄砲沢・夕景沢（阿古）」の2沢が国土交通省より採択され、事業化す
ることとなりました。今後関係する地権者の皆様には、三宅支庁から担当
者が個々に説明に伺いますので、ご協力をお願いします。また三宅支庁土
木港湾課砂防係に関係図面・資料等がありますので来庁若しくは電話・FAX
等でお問い合わせください。

お問合せ先 三宅支庁土木港湾課砂防係

電話 03-5320-7869 FAX03-5388-1600

しらみ沢砂防施設全体計画図

縮尺 1:1500

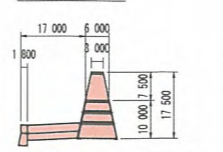
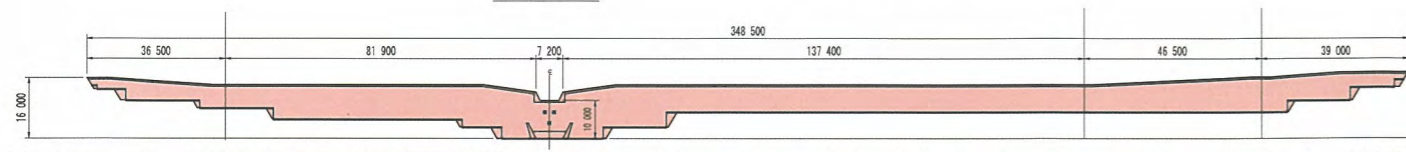


砂防ダム一般図

縮尺 1:2000

正面図

断面図



鉄砲沢・夕景沢砂防施設全体計画図

縮尺 1:2500



2号砂防ダム
高さ8.00m 長さ171.00m

3号仮設堤
高さ5.80m 長さ79.93m

都道212号宅循環線

林道清水線

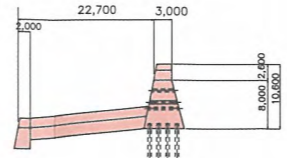
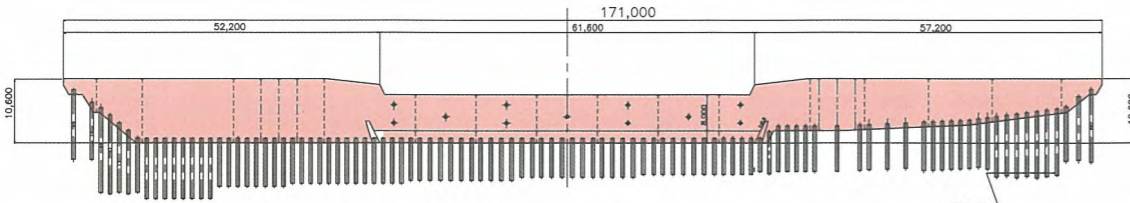


2号砂防ダム一般図

縮尺 1:1000

正面図

断面図



鋼管杭

● お世話になっています ●

昨年(平成14年)の10月より、げんき農場の送迎バスの運行が西東京バスKKに委託されました。毎日、運転手と車掌兼運行支配人のスタッフ2名の方が、場員を安全に運んでくれています。運転手さんは毎日変わりますが、車掌兼運行支配人の方は2名が交代で担当してくれています。今回はそのうちのお一人、渡辺さんに立ち話でお話を聞きました。

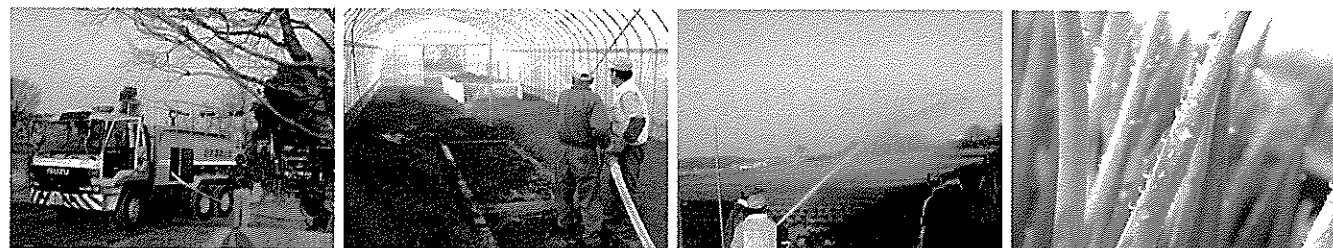
質問：げんき農場とのお仕事、如何ですか？

答え：会社を定年退職して早々、この仕事の相談があったときは、本心、少し心配しました。しかし、三宅島の方の第一印象は「開放的で元気な人達」だったのでほっとしました。そして三宅の皆さんと触れ合い、日を追うごとに多くの人と自然に会話が交わせるようになり、今では楽しく仕事をさせて頂いております。



渡辺 定さん
サダム

このお話で判るように、温厚で仕事熱心な方です。これからもしばらくお世話になります。



今年と違って雨や雪が少なかった昨年、3月にはこんなこともしました。道路公団にお願いして、干上がった畑とビニールハウスに水を撒いたときの様子です。

来場者紹介

【見学等】

- ・東京ふれあい教育研究所々長 三信巖さん
- ・元三宅児童・生徒支援センター 奥住仁志さん
- ・三宅島警察署捜査係長 樋口信吉さん
- ・三宅島警察署地域係長 森山清公さん
- ・三宅島警察署警務係 相馬鉄也さん
- ・竹本治さん(八王子市在住:伊豆)
- ・沖山典久さん(八王子市在住:阿古)

・渡辺浩さん(八王子市在住:坪田)

【取材等】

- ・林家きく姫さんと取材スタッフのみなさん
- ・新聞編集センター レポーター 浅野香奈さん

(順不同)

「げんき農場へ来るには」

JR八王子駅北口『12番』乗り場、または京王八王子駅『4番』乗り場より、『稲荷坂下』バス停で下車徒歩約10分。「ひよどり山中学校」のすぐそばです。

※両乗り場とも「純心女子学園」行きは2系統ありますので、「稲荷坂下」を通るか乗車の際にお尋ねください。

三宅島「げんき農場」だよりのバックナンバーは、三宅島のホームページ「村民の広場」の「げんき農場情報」でもご覧になることが出来ます。インターネットをご利用できる方は是非ご覧下さい。

「村民の広場」アドレス http://www.miyakejima.gr.jp/info_miyake/

三宅島「げんき農場」だより

発行元 三宅島「げんき農場」
所在地 八王子市宇津木町236-1
Tel&Fax : 0426 - 27 - 4355
e-mail : genki-farm@nifty.com

● 農場にも春の足音が ●

春の足音がここ「げんき農場」でも聞こえてきました。アシタバ畑では、防寒のため覆った落ち葉の間から美しい黄緑の葉がそっと顔を覗かせています。

まもなく冬の洋服を脱ぎ捨て春本番を迎えることでしょうか。4月からまた新たな出発です。力強い自然の芽吹きに勇気付けられつつ、気持ちを引き締めている「げんき農場」です。



● 春の作付け計画 ●

昨年、秋の収穫が終わった後、春の作付けに向けて畑の拡張、深耕、排水溝作り等、準備を進めてきました。既に梅は開花し、桜のつぼみもふくらみ、いよいよ今年の植え付けが始まります。

今年の目標は3点です。

- 三宅島にしか存在しない貴重な種苗は最大限に増殖し持ち帰りたいと考えています。(三宅島赤芽里芋、三宅島早生芋、その他の里芋、ウコン、ショウガ、ササゲ豆等)
- イベント用に提供する産物を圃場スペースの可能な限り植え付けたいと思います。(サツマイモ、里芋、アシタバ、馬鈴薯、赤カブ、西瓜、ウコン、花卉花木等)
- 場員の技術修得を目的とした作目を最大限に植え、体験したいと思います。(中国野菜、島で難しい作目の学習、新規の作目、農芸加工等)

新たなスペースの開墾を進め、今年の作付け面積は2ヘクタールに達しました。この作付け計画が完了し、農場が全面、緑に染える日が楽しみです。

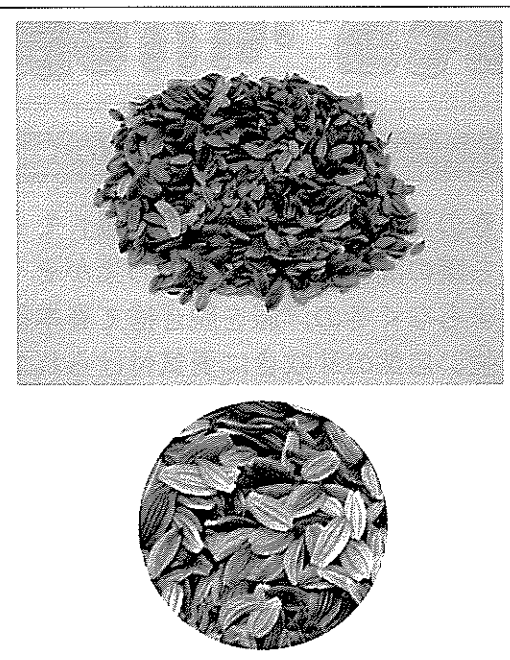
八王子の丘で採れたアシタバの種子を播いてみませんか？

げんき農場だより第19号でお知らせいたしました
が、アシタバの立派な種子が採れました。

三宅島とは比較にならない厳しい条件で育ち花を
咲かせ、結実した種子です。もしかすると寒さに強
いアシタバになっているかもしれません。

三宅島民のグループ活動・団地単位での事業に限
定し、少量ですが無償で配布いたします。代表者名
にてお申し込み下さい。折り返し、配布方法の詳細
をご連絡します。

3月中旬頃、「栽培の手引き」同封にてお届けする
予定です。まずはお気軽にお問い合わせください。



三宅島 徒然噺

新年号に続いて、三宅島にまつわる話題をご紹介します。三宅島と同じ伊豆諸島の八丈島に
も「7」にまつわる言い伝えが残っていますが、三宅島の『七人山』も比較的良く知られている
お話です。今回は、この『七人山伝説』をご紹介します。

今から180年程昔、文化・文政の時代の話です。親子7人の流人の家族が坪田に住んでいま
した。当時流人達には物乞いは許されず、自給自足の生活を強いられていました。しかし、由
緒正しいこの7人家族にとって、畑を耕したり海に出て漁をすることは至難の業であり、実際
のところ自給自足は困難だったのでしょう。

この様な状況で、食べ盛りの5人の子供達は空腹に耐えかねて、村人の畑に忍び込み芋を掘
り、泥まみれの生芋を噛んでしまったのです。

流人の子供が貴重な種芋を盗み食したと言う訴えを聞いた名主は、すぐさま子供の両親を
呼びつけ、こういいました。

「盗むこと、物乞いすることは禁じてあるはず。許せば他の流人に対して示しがつかない。
自分で考え、始末せよ。」

この『始末せよ』の意味が、武士の出であった父親にとっては「死」であると察しました。
数個の芋と5人のいたいけな子供達の命と引き換えにする両親の心は、いかばかりだったで
しょうか。

草深い丘の上で、父親は自らの手で我が子の命を絶ったのです。その報告を父親から受けた
名主は、ただ一言「己が身は」と言い残し、その場から立ち去りました。

この「己が身は」の言葉が意味するものは「さぞつらかったであろう」と言う慰めか、それ
とも「己はおめおめと生き残ったのか」と言う叱責の意味なのかは判りません。

しかし、流人の夫婦は既に死を決意していたのか、5人の子供の後を追ったのでした。
彼らの遺体は他の流人達の手で埋葬されました。しかし、流人には墓を作ることが禁じられ
ていた時代だったので、哀れなこの家族の死を悼むかのように、石を積み墓石代わりにしてひ
っそりと弔ったのでした。

当時の情勢から名主の処置はやむを得ないとしながらも、一家7人を哀れみ、その後供養塔が
建立されました。

場員のページ

場員の声



笹本 薫子
(八王子市上柚木在住:伊ヶ谷)

島の生活が懐かしい

農場だより第1号に載せていただいたときの反響の大きかったのには
びっくりしました。あっちこちから電話をもらい大変でした。月日の経つ
のは早いもので、あれから2年が過ぎ、今は懐かしい思い出です。

私は島でこじんまりした民宿を営んでいて、今でもその頃の馴染み
客と交流を続けています。お客さんから「民宿のおばちゃん」と呼ばれ、
今年はお客さんのグループで新年会を開いてもらいました。有難いこと
です。

島へ帰ったら馴染み客を相手に、げんき農場で教えて頂いた知識
を活かして、アシタバや新鮮な魚を提供し喜んで頂きたいと思ひます。
島の生活が懐かしいです。

孫の成長が楽しみ

げんき農場にお世話になる前から腰痛を病んでいたもので、勤められるか
心配しましたが、農場に来ると皆さんが明るく楽しく仕事をしているので私
も元気が出ます。

早く島に帰って避難前の様にアシタバや赤芽里芋を作りたいと思ってお
りますが、3年間も放置した畑の火山灰除去や、生い茂った雑草・竹な
どのことを考えると気が重くなります。もう年齢的にも天草取りは出来な
いので、元のような生活が出来るか心配です。

この避難中の楽しみと言えば、独立した子供の元を訪ね孫の顔を見る
ことですね。今は会うたびに大きくなる孫の成長が楽しみです。



浅沼 正子
(八王子市上柚木在住:神着)

感謝の気持ちを忘れずに

今までに何度か噴火の経験がありますが、このように長い避難生活を
送るとは想像もしませんでした。でも今回の避難中には予想もなかった
貴重な経験をしました。

げんき農場で去年の3月、天皇皇后様から直接お言葉を掛けて頂い
たことは生涯忘れることの出来ない思い出です。農場生活では地域を
越えた故郷の人との心の触れ合いができ、楽しい日々を過ごしています。
今までに遺跡調査に参加し土いじりをしたり、医療関係の仕事をした経
験などが思わぬところで役に立っているようです。

現在、稲城市向陽台の環境の良いところに住んでいますが、生活も便
利で地域の方がとても親切です。これからもご親切に溺れることなく頑張
りたいと思ひます。



小山 いくよ
(稲城市向陽台在住:阿古)